

令和5年度 熊本市精神保健福祉審議会 議事録

- I 日 時：令和5年12月22日（金）午後2時～午後4時
- II 場 所：ウェルパルクまもと3階すこやかホール
- III 出席者：別紙参照
- IV 事務局：熊本市健康福祉局障がい者支援部こころの健康センター
- V 会議次第
 - 1 開 会
 - 2 挨拶
 - 3 委員紹介
 - 4 会長・副会長選出
 - 5 議 事
 - (1) 精神保健福祉事業報告について
 - (2) 第2期熊本市自殺総合対策計画（素案）について（意見聴取）
 - (3) 精神保健福祉法改正について
 - (4) その他
 - 6 閉 会
- VI 議 事（会長：相澤委員 副会長：古賀委員）

議題1 精神保健福祉事業報告について

事務局より説明資料に沿って説明。

【宮田委員】ご説明の中で、重層的という言葉が出ていましたけども、熊本市は重層的支援体制構築事業をまだスタートしていない状態ですよね。今年3月に子育て支援で松戸市、ひきこもり支援で世田谷区の重層的支援体制のところにお邪魔して、別件で調査に入ったんですけども、すでにそういう自治体では、構築事業が定着しているんですけども。厚労省がモデル事業としておろしてやるっていうのは自治体にとつ

てはすごく大変なことなんでしょうけども。高知県の安芸市でも、重層を今年度から取り入れているところなんですけども。その内容とか具体的にどんな支援活動まで結びつけておられるか構築の状況とかを知っておかれて、より進めてもらえたらと思います。さらに私たち家族会がその中で何ができるかということもありますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

ぜひ県とも足並み揃えてやっていただければと思います。よろしくお願いします。

事務局：ありがとうございます。国の補助メニューという形では、そういった重層的支援事業ということではなくて、従前から福祉と行政と医療、地域を含めた形で、重層的な取り組んでいるという形で表現させていただいたということで。安芸市のご紹介もいただきましたので、参考にさせていただきながら、国の補助メニューも視野に入れた形で、今後取り組んでいきたいと思っております。

【村上委員】7ページの精神保健福祉関係団体の育成のところ、ここで家族会が令和4年は3件実績がございますけど具体的にどんなことだったのでしょうか。それからもう1つ。12ページのところに、障がい者自立支援協議会のところに令和4年度実施をされておられます中に私ども家族会がここに入っていないような気がするんですけど。こういう取組の中に家族会も入れてもらえればいいのかになって、細かいことですけどね。よろしくお願いします。

事務局：7ページの家族会の3回というのは、依存症のご家族の方の研修の中での開催です。12ページの地域包括ケアシステムの地域移行支援部会につきましては、医療機関、行政、相談支援事業所等が主に退院促進に向けた話し合いを行っており、昨年からはピアさんも入っていただき協議を全体会で行っています。家族会の方も、参加できないかということのご意見ありがとうございます。これにつきましては、地域体制整備アドバイザーさんにも、ご意見いただきながらこの会議を進行していますので、持ち帰らして、協議をさせていただきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

【松下委員】5ページのこころの健康相談の電話相談と11ページの自殺未遂者の電話相談で増加傾向の中、こころの健康センターの電話相談員の方たちの数あるいは回線数が以前と比べて増えてきたのか。あるいは、正規職員の方の対応も増えてきたのか、その辺を教えていただきたいと思います。

事務局：現在、平日の9時から4時まで電話相談を受けており、5名体制の2回線で対応しています。時間帯によっては、繋がりにくい時間帯というのがあり、少ないんじゃないかというような意見もあつたりしますが、常連の方がいらっしゃいますが、これについては時間制限をさせていただく中で、より多くの方の相談を受けようという形で対応しているところです。

【松下委員】この中に 11 ページの自殺未遂者支援の電話回線含まれるのか、別回線で自殺対策用があるのか教えてください。

事務局：統計の中に、未遂者支援に関する対応件数はこちらに記載しております。電話は別に専用の電話がございまして、別で把握しております。

未遂者支援は国立病院に搬送された方の本人または家族からの同意を得て、定期的にお電話したりという形なので未遂者支援事業に参加される方のみがご存知の番号だということにはなりません。対象者からかかってくることもあります。

【松下委員】その方に専用の電話番号を教えるということですね。

事務局：はい、そういうことです。

議題 2 第 2 期熊本市自殺総合対策計画（素案）について

事務局より説明資料に沿って前半 12 ページまで説明。

【松下委員】市長以下で庁内の自殺対策推進本部がありますが、実際に窓口の市職員を含めて何人の方がゲートキーパー研修を受けられたか教えてください。

事務局：9 月の自殺予防週間、3 月の強化月間という形の中で、年に 2 回ほど庁内掲示板で動画研修という形で、ゲートキーパーの言葉の説明であったり、現状であったりかけたらいけない言葉だったりとか、どういう風にしましょうということで、DVD の動画視聴という形の中で、職員向けに研修しています。令和 4 年が職員は 2675 人ですね。令和 3 年が 1677 人です。1000 人ほど増えたという形で、会計年度任用職員は端末をお持ちないですが、職員の半数以上の方はご視聴いただいたような状況です。

【松下委員】ありがとうございます。4 ページの評価指標のゲートキーパー養成研修受講者のところは、その職員研修も入れるのか、入れないのか。

事務局：このゲートキーパー研修は、国が講座をして、その講座を受講後にこのリーダー研修というのがございまして。そのリーダー研修を受けた資格を持った者が 6 時間、ロールプレイもした形で、一日きちんとした形での養成講座を行っています。その受講者の数ということになって、簡易的なその動画、職員向けの入門編じゃなくてロールプレイまで実施した形でのゲートキーパー研修の受講者の人数でございます。

【牛島委員】今の資料の 4 ページに、熊本市と熊本県の数値がありますがけれども、熊本県でも昨年自殺対策計画を作成しております。

先ほどの精神保健福祉事業報告の資料の中でも、8 ページを見ていただくと、全国の数を書いてありまして、令和 3 年と令和 4 年で熊本県も熊本市も数が伸びておりま

す。その為に、十万人当たりの自殺死亡率も増えている状況です。
詳しく見ますと、熊本県は令和3年は255人が令和4年は318人と63名の増加。熊本市は令和3年93人が136人と43人増加している。
熊本市と書いてあるのは、熊本県の中に含まれているうち数になる。県の中でも自殺対策をしっかりとやっていくが、熊本市とも一緒に取り組む必要があるなあと思ったところ。特に熊本市のこの1年間の数値は県全体の数に入ってくるので気になる。その中で、先ほどの資料の9ページのところを見ていただくとSNS相談ですが、SNS相談は熊本市が先に取り組み、2年後に県も始めています。熊本市は週2日火・日曜日で、県は月・水・金の3日間やっています。この取り組みが今後、充足していく必要があるかなあと思ひまして、理想的には、毎日相談が受けられるようなところをつくっていくことが大事かなあというところ。予算等も関係してきますけど、さらに充足することによって、特に若い人、SNSは女性の方の相談者もかなり多い割合で参加されていますので、そういう意味では若者対策また女性対策にもつながってくるかなあと思ひますので、また引き続き市と連携して取り組みを進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

事務局：ありがとうございます。

【作田委員】障害者職業センターでは主に就労支援をやっているんですけども、中でも非常に多いのが、リストカットとかですね。そういう方が多いのが第1印象でした。「自殺未遂」という意味なんですけど、基準があるのか、それともそういった目に見えないところでリストカットしているっていうのも入るのか、教えてほしいのですが。

事務局：市が行っている未遂者支援事業に関わる、未遂者の定義ではODだったりて病院に搬送された方を未遂者という捉え方で、リストカットについては未遂かどうかについては、正式な定義ということではなくて、あくまでも、うちの事業としては、そういった捉え方をしているところ。

【松下委員】必ずしも救急搬送になって入ってくる方に限らず、医療の方から繋がったあるいは警察が介入してきたとか、そういうふうなところでのカウントだと思います。なので、リスカとか色々あるわけで、氷山の一角なんですけど、自殺未遂者としてカウントされている状況だろうと思ひます。

【小山委員】女性の自殺が増加傾向にあるということで、対策として妊娠等に関する悩み相談等の対策を発信するとあったのですが、実際、熊本市の女性の自殺の増加の要因が、若い方とか、妊娠中の方とかですねデータあるのでしょうか。

事務局：ありがとうございます。こちらの方で、妊娠中だったり、子育て中だったりっていうところまでは把握ができていない状況です。警察庁の統計上出てくる女性の自殺原因としても家庭問題というところだったりもするので、その女性の中のどういった方が熊本市の自殺の原因の中で多いのかっていう詳細は掴みきれてはいない状況なので、全国的な傾向も見ながら、家庭問題が多いというところで、子育て世代だったりや若年の方というところの支援を充実していく必要があるかなというふうには考えております。

【小山委員】他の県とかみると家庭問題の内訳まで出してあるところもあるので、そのあたりも検討されたらと思います。

あと、女性の対策っていうのもあるんですけど、人口の約半分は女性ですので、まあその女性の対策というより、どういった課題を持っている女性が多いかというライフステージに応じた支援とか一言あるといいのかな。

事務局：ありがとうございます。

【丸住委員】4 ページの下のゲートキーパーの認知度やこころの相談窓口を知っている人の割合ですが、ホームページを活用してのアンケートだったので、ホームページにたどりついた方たちは、やはりその知ってらっしゃる方が多いのかなって思いました。もうちょっと周知については何らか考えられたらいいのかなって思いました。

事務局：ありがとうございます。ご指摘いただいた通りですね。こちらも公式ラインだったり、ツイッターだったりっていう周知もあったのですが、もちろんそれも見ていただいて、その自殺対策に関する意識調査っていうのに興味を抱えた方がアクセスをされているので。何かしら、意識がそこに向いていらっしゃる方が今回アンケートに答えていただいた可能性は高いかなというところですよ。

今回、追加の調査で市民アンケートに項目を付け加えていただいた。無作為で 5000 人へのアンケート調査ということなので、そちらの調査結果も合わせて、今後また検討して行きたいと思っております。

【相澤会長】教育委員会との連携ですが、具体的にはどういうことをされるのか。

事務局：昨年度から、小中学校の校長会の中に自殺のプロジェクトチームというのが立ち上がっておりますので校長会、教育委員会と福祉、行政というところで、定期的に会議を開催しております、学校現場の現状を共有したり、今後の対策について少し検討を進めていこうということで、話をさせていただいているところです。

【相澤会長】教育委員会でどんな対策を検討しているかというのはこちらで把握できているんですか。学校の中ってよくわからないですね。

事務局：教育委員会の方や学校の先生方の中には自殺未遂やリストカットなど子供たち

への対応にすごく悩まれていて、実際どう対応したらいいのかわからないという現状が声として上がっていましたので、そういったところは行政・福祉と連携して、何かできないか一緒にできることをお互いに出し合っているところになりますので、具体的にこれから少し動いていけたらなというところになります。

【相澤会長】周知という点でいうと学校でいろいろ知らせてくれるとか、職場でいろいろ注意する方法などを教えるなど何か考えないと、市政だよりも目を通す人は少ない。まして市のホームページを見ている人は、どれだけいるか疑問。生活に関わるところとか、学校では否応なく接することになるのでそういったところも検討してはどうか。

事務局：はい、ありがとうございます。SNS 相談に関しましては小学校五年生以上、中学生高校生までは一人1枚カードを配って周知させていただいている。また、教育委員会の総合支援課とも連携し、SNS 相談だけでなく、いろいろな電話相談先をまとめた用紙を長期休暇前に配っていただき、相談できることを周知いただいている。子どもさんに配るだけでなく安心メールなど保護者に届くメールも流していただいで、保護者にも見ていただくように工夫しているところです。

【岩永委員】先ほどの教育委員会との連携のところで、以前私も関わった時に、夏休み明けに子どもたちの自殺は多いので、専門に LINE 相談を教育委員会のほうでも、組み合わせ利用者が入っていく形でしていただいで。

SOS の出し方教育など、学校現場でも学ぶ機会をなさっているんじゃないかと思うんですけども、そういう情報とかも、教育委員会の中で話が出ているのか。先ほど関連するんですけど、具体的な教育委員会の取り組みをちょっと耳にしたことがあるので、把握して取り組まれているのか。

事務局：LINE 相談は、令和2年度からこちらの方と合わせて一緒に行っていくという形をとらせていただいでいますので。学校現場への周知っていうところでご協力をいただいでいるところになります。

SOS の出し方教育だったりというところでも情報共有させていただきながら、こちらで若者版ゲートキーパーというものを始めさせていただいておりまして、大学生が小中学校の方に出向いて、SOS の出し方と言いますか、ゲートキーパーに関することだったり、お友達の悩みを聞いた時の対応だったりっていうのを大学生が子供たちに話をしあっていうような取り組みで、少しずつ教育委員会と連携しながらやって、そういった取り組みを広げていっているところになります。

【相澤会長】それでは、後半の説明をお願いします。

事務局：後半の説明に入ります前に先ほど、4 ページのゲートキーパー養成研修の目標

受講者数について 250 人というところですが、6 時間研修をしっかりと受けられた方の目標というふうにお伝えしていたんですけども、こちらの方は、6 時間研修を含め 2 時間研修等も含めた市役所職員以外の受講者数となりますのですみません、訂正させていただきます。

事務局より説明資料に沿って後半説明。

【相澤会長】では、ご質問ご意見ございませんか。

事務局：12 月 25 日から 1 月 24 日までパブリックコメントを入れさせていただいております。ホームページの方にもパブリックコメントの募集の案内を出しますので、ご意見等あれば、こちらの方にもご協力をいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

議題 3 精神保健福祉法改正について

事務局より説明資料に沿って説明。

【松下委員】入院者訪問支援事業について、訪問支援員は研修を受けて支援員になれると理解したが、誰でも研修受けてになれるものではないと思うが。どういう方たちなのか教えてください。

事務局：支援員の研修対象者に職種とかに取り決めはありません。国が示しています研修内容を受講し、都道府県等が認定をすれば支援員になれるということになっております。既に実施を進めているところもあるが、例えばピアさんとかが、支援員になれるような場合もありえるかなというところ。どういう方に支援員の研修になってもらうかは今後、検討していくことになります。

【松下委員】相談を受ける方の資質をどういうふうにキャッチしながら受けていただくのか、研修を受けていただいたら皆いいですよではなくて、一旦、支援員になったらもうずっと一生支援員なのか、何年かごとに確認していく機能も必要でないかと思いました。

【古賀副会長】支援員も実際に一回行ってそこで起きたことを初めての体験なので、消化できないと思うんですね。そこら辺を受けスーパーバイズする体制が必要ではないかと思います。

実は最近、電相相談を受けている方で、話を受けてすごい困って、自分が具合悪くなるとか、そういう話が入ってきます。そうすると、その体制を見直すとか、ちゃんと機能するような仕組みを作るっていうのが必要かなと思うので、その検討もしていただきたいなと思いました。

事務局：ありがとうございます。

【宮田委員】この一年間で私が関わっている生活訓練事業所で、入院された方から生活物資が足りないので、物を持って来てくれと言われて行くのですが、職員が間に入って直接会えなかったんですね。退院後の生活をこれからどう構築していくかということをよくわかっている人たちとの関係を作っていくには、入院者訪問支援員をどういうふうに設定するか、情報交換、話し合い、ケアプラン等の共有とか前提でしておかないと簡単には行かないと思うんですよね。それと支援員の資質の問題でいくと、経験に基づく非常に高度な施設支援、障害についての理解っていうのはもう簡単に言えるんですけども。やっぱり、人となりってあるんですよね。その辺の評価っていうのをどうやってのいくかっていうことについてはあのとても難しい。ただやっぱりある一定の経験をあの有した人がこの支援員には、当然ふさわしいでしょうから、そういった検討をもっといろいろな精神科病院、あるいは相談支援員限らず、広く意見を聞いて、何より当事者の気持ちっていうのをどう評価するかとかいうことを具体的な形で構築をしていってほしいなというふうに思います。

【牛島委員】実施主体は都道府県等になっていくということで、やはり効果っていうのを考えているところですけど。この目的が自尊心の低下の軽減し、権利擁護を図るとかで、相談を受けて繋ぐことではないらしいんです。話を傾聴して紹介までっていうことで、他県ではすでにやっているようなところもあってですね。また、任意の事業っていうのもあって、悩みどころです。やるかやらないかはそれぞれの判断みたいなことで。今日せっかくこういう機会ですので、こういう支援事業はやってもらった方がいいんだとか、これは皆さんお困りなんでぜひやってくださいとかそういうあのお話をお聞きするとですね。先ほどからは出ていましたこの支援員はやっぱりこういう人が理想的とか、こういうタイプの人が必要じゃないかとか。この場ではなかなか難しいかと思えますけど、皆さんと考えていきたいなと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

【相澤会長】私が知っている範囲で言えばですね、元々はあのアドボケーターって、入院している人みんなに相談ができる人があったがいと意見もあったんですが、今回の場合、いわゆる市町村長同意の場合に、本人はその自分の意思でいろんなことを要求したりすることができないので、家族に代わってあの意思決定支援を手伝う、支援ができる人を導入しようというような。市長さんの代わりに家族の代わりをする人みたいな感じですよ。今回の場合はですね。だからこれでどういう風なことが実際いろんな問題が起こったりとかすればまた今後見直していくとかなるんだろうと思う。だから、任意事業というのも地域の実情に沿ってやってくれっていうふうな、厚労省の考えだろうと思います。

【村上委員】なんかお伺いしていると、今回、国連の意思決定権に関する成年後見制度についての勧告により、影響しているような気がするんですけど、反映しているのですか。

事務局：わかりません。

【丸住委員】皆さんの話を聞いて、その入院者訪問支援は入院してる患者じゃなくて、調子がいい時は社会でその生活をされて調子が悪くなったら入院して、また社会に戻ってくるっていうことになると、その入院してる時だけの代わりっていうよりは、入院してない時も関わられるような方っていうのがありますか？

【相澤会長】今のところ想定はしてないようですが、相談支援センターのワーカーがそういう役割を担うことにはなっているんですけど、全体をカバーできるとまではいかない状況だが、かなり広がっているようで、自立支援部会の地域移行部会なども協議されている。

【宮田委員】私たちのみんなネットで、先々月埼玉で本年度の大会がありました。その時の主題が「ケアラー支援の法制化または条例の制定」ということで、来年度は、全国でケアラー、要するに介護者、家族、または友人のケアラーについて、やっぱり社会が責任を持って支援を作ってほしいということで、法制化というのを課題にしていきます。やっとなんかケアラーの何というか立ち位置ってというのが、社会的に取り出されるようになってきた。あのヤングを取ったケアラーがですね。一般のケアラーについてもですね。市民の皆さんには知って欲しいと思います。そういうことがあるということも念頭に置きながら、今後の自殺総合対策や精神保健福祉の計画を担当される時はですね、そういった検討も入れてほしい。なぜ我々がこのチームに入っているかというのは、そういうポイントをやっぱり訴えるっていうきっかけを作っていたということだと思いますので、ぜひこの課題もどこかで入れていただければと思います。よろしくお願いします。

【村上委員】いろんなことばかりであの大変だと思いますが、私たち家族、それから当事者も中に入れてください。現場の声は届けられると思いますので、よろしくお願いします。

事務局：ありがとうございます。

【古賀副会長】今日、自殺対策とかあのゲートキーパーのお話などもありましたけれども、今実際そういうような仕事をしていて、実際に死にたいという人、今週もですね、精神科行く段階かなと思って説得したんですけども、やっとなんか行く気になって病

院に予約を取りに行ったら塞がっていて、本当はもう今日でも行ってほしいという感じだったんですけれども。結局、正月明けが一番近くてっていう、本当に今ちょっと心配しているところなんですけど、すぐ受診できるシステムがあれば、ゲートキーパーも安心して取り組めるところがあります。

【相澤会長】他の病院の事情が色々あって、なかなか予約が取りにくい状況はあると聞きます。新患の診察は時間がかかるし、前から予約している人がいたりすると。なかなか入れないこともあります。ただ、緊急度を測るようには伝えてあります。非常に緊急性が高ければその旨を伝えていただきたい。その日でも、飛び込みの人はいます。

【松下委員】あの来年の4月から、医師の働き方改革がスタートすることによって、病院のシフトもかなりシビアではないかなというふうに思います。そういうところでは、みんながまあ、健康維持をやっぱり務めないと医療者がですねいいケアができないっていうのもあるので、自殺対策連絡協議会でもう本当に話し合いました。しかしながらみんな頑張ってたけど、やっぱりマンパワーが不足している熊本県っていう風な結論になりました。あのギャラを積んでですね。医療センターの方ですね、そういう緊急チームを。配置するとかですねしていただけるとですね、みんなで頑張りますので、やっぱり県の方でもやっぱり少しですね。ええ、頑張っていたらなというふうに思ったりしております以上です。

【相澤会長】働き方改革についても精神科協会でも話題にはなっていて。当直医の問題などで。例えば、お互い協力してやっていきたいと考えていますので、またいろんな要望があれば協会の方に寄せてください。

【古賀副会長】市の方でも今日ここら辺のなんか体制があればいいなというあの希望です。

事務局：制度としては精神科救急情報センター事業というのがございまして。休みの休日とかですね、夜間とか緊急時の受診について、ホームページにも掲載しております。精神科救急情報センターの方を検索していただくと、あの連絡先が載っておりますので、そちらにお問い合わせをしていただければありがたいなというふうに思っております。

【古賀副会長】載っているところになかなかたどりつかないこともありますので、ぜひ周知していただけるとか、研修会などでも広く周知できる部分があるかなと思っています。よろしくお願いします。

事務局：ありがとうございます。

【相澤会長】 それでは議事を終了します。進行を事務局にお返しします。